

上野原市教育委員会における関係者からの過剰な要求等への対応方針

1 基本的な考え方

教育の現場では、保護者や地域の皆さまと協力しながら、子どもたちの教育に取り組んでいます。保護者や地域の皆さまは教育上の重要なパートナーであり、日頃から相互の信頼関係を構築し、連携・協働しながら、教育活動の一層の充実を図っていくことが重要です。しかしながら、一部の関係者からの過剰な要求等により、勤務時間が圧迫され、教職員が心身に大きな負担を抱えることがあります。その結果、職場の雰囲気が悪化し、教育活動や子どもたちの学びにも影響が出る場合があります。

上野原市教育委員会では、教職員が安心して働ける環境を整え、よりよい教育を実現するため、過剰な要求等には組織として毅然と対応しますが、子どもにとって何が最善かを常に念頭に置き、配慮ある姿勢のもと進めてまいります。

2 過剰な要求等の定義

過剰な要求等とは、保護者や地域の方からの意見や申し入れ、言動のうち、内容に対して手段や態様が社会的に見て行き過ぎており、教職員の働く環境に悪影響を与えるものを指します。

3 過剰な要求等に該当する行為

分類	行為の例
長時間の拘束	教職員を長時間にわたって拘束する（長電話、居座り）。早朝・深夜・休日の架電や折り返しを要求する。
同じ内容の繰り返し	何度も来校・電話・メールを繰り返したり、同じ要求を執拗に続けたり、説明に耳を傾けない。
名誉毀損・侮辱・暴言	大声や暴言で執拗に責めたり、人格を否定するような発言、名誉や信用を傷つける言動を行う。
暴行・傷害	身体に危険な接触をしたり、物を叩く・壊すなどの攻撃を行う。
威嚇・脅迫	「殺す」「殴る」などの暴力的な発言を行う。市長や議員に言いつけるなどと脅す。メディア（TV、SNS、ネット等）に投稿するなどと脅す。
著しく不当な要求	権威を振りかざしたり、人を見下す態度で特別扱いを要求する。市長、教育長などの対応を要求する。金品や文書での謝罪や土下座を要求する。教職員や関係者の処分を要求する。
学校外への呼びつけ、拘束	学校外の保護者や地域の方の自宅、特定の現場などに呼びつける。
メディアへの投稿	写真・動画の撮影や音声の録音をして、画像や動画を掲載する。学校や教職員に不利益となる内容を書き込む。SNSでの誹謗中傷、虚偽情報の拡散を行う。
セクシュアルハラスメント	身体に触る、待ち伏せする、つきまとう等の性的な行動、食事やデートに執拗に誘うなど不快感を与える性的言動をする。

※上記の行為の例は、例示しているものであり、過剰な要求等はこれに限定されません。

4 基本的な対応

上野原市教育委員会では、過剰な要求等の定義や対応方法を保護者や地域の皆さまと共有し、子どもたちの教育に悪影響を与える行動を防ぐため、広く周知を行い、未然に防ぐ環境づくりを進めてまいります。

(1) 教職員の基本的な心構え

学校教育では、児童生徒・保護者・地域の皆さまと信頼関係を築くことが、よりよい教育につながります。日頃からの連携と協力を大切にし、意見や申し入れへの対応においても、常に「子どものためになるか」を考えながら、寄り添った姿勢で取り組んでまいります。

(2) 過剰な要求等に当たる行為の周知

保護者や地域の皆さまに対し、どのような行為が「過剰な要求等」にあたるのかを共有し、子どもの教育に悪影響を及ぼすような行動を避けていただけるよう、広くお知らせし、理解とご協力をお願いしてまいります。

(3) 過剰な要求等への組織的な対応

意見や申し入れに対し、適切に対応した結果、過剰な要求等に発展することがあります。そのような場合は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応してまいります。

過剰な要求等が見られる場合は、やりとりの記録を行います。また、必要に応じて警告や対応の終了をお伝えすることとします。

(4) 特に悪質な事例への対応

暴力、暴言、脅迫、強要など、学校の安心・安全を脅かす行為があった場合には、児童生徒の教育的な問題とは切り離して考え、スクールロイヤーや警察などと連携し、適切に対処してまいります。

(5) 学校だけでは解決が困難なケースへの対応

保護者が抱える問題等によって子どもに影響が生じている場合や、その要求が学校だけで解決することが困難な場合があります。

そのような場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職と連携し、必要に応じて福祉・医療・心理などの関係機関につなげてまいります。

令和8年10月